

親しんで△△ 街の法律相談窓口

106

『生活保護に関連して①』

今日は生活保護に関連する話題です。と申しますのも、最近、立て続けに、生活保護に関連する相談を受けたからです。その相談者のAさんは、先日、生活保護の申請を行いましたが、却下決定を受けたそうです。その却下の理由が、「他法・他施策の活用による(境界層措置に該当する)」ということでした。

この「境界層措置」という聞き慣れない言葉ですが、その措置の一例について今からお話しします。例えば、ある人が介護保険の被保険者で、特別養護老人ホームや老人健康保険施設などへ入所する場合、市区町村からその人の所得に応じて、介護保険負担限度額決定(※この負担限度額決定とは、所得に応じて、施設の居住費や滞在費の1日当たりの負担限度額(上限額)が決められます。その人の所得が決定基準を超えていれば、負担限度額決定を受けることはできません。また、所得が決定基準よりも下回れば、各段階に応じて、負担限度額が減額されます。)を受けます。この決定は、その人の所得に応じて、市区町村により自発的に行なわれる決定ではなく、本人からの介護保険負担限度額決定申請が必要です。ただ、特養などの施設へ入所する際、その人の収入状況に応じて、施設担当者から介護保険負担限度額決定を受けて下さいとアドバイスを受けるケースが殆どでしょうが。さて、途中で話が横道に逸ってしまいましたが、字数の関係で、続きは、次回に致します。



司法書士
岡田 茂